

長野県告示第377号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項及び第2項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

平成29年7月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）

伊那市荒井3654番の一部、3655番2の一部、3655番15の一部、3667番2の一部、3672番1の一部、3673番の一部、3674番3の一部、3676番6の一部及び3678番2の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

水大気環境課

森林づくり推進課

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第380号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年7月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡喬木村16159の29、16159の30
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

**長野県告示第378号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年7月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市安曇4144の79
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県知事 阿部守一

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成29年7月10日

- 1 処分をした年月日
平成29年7月10日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
株式会社ナガサキテクノ
松本市庄内二丁目1番19号
長崎好孝
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 期間

平成29年7月24日から平成29年7月28日までの5日間

4 処分の原因となった事実

株式会社ナガサキテクノは、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有していないにもかかわらず、平成25年3月から平成28年3月までの間に、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を繰り返し請け負った。

このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。

長野県告示第379号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年7月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松本市安曇4144の80
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由

建設政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年7月10日

長野県佐久建設事務所長 坂下伸弘

1 許可番号

平成28年2月3日 長野県佐久地方事務所指令27佐地建第26-11号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市伴野字称古田1042-4の内、1042-5、1047-1の内、1048-2の内、1048-4の内、1048-5、1048-6の内、1049-1、1049-2、1049-3、1049-4の内、1049-5、1049-6、1051-1、1052の内、1053-1、1053-4、1054-1の内、1054-2、1054-3の内、1098-6、字芳田7-1の内、7-2の内、7-5の内、8-1の内、8-2の内、9-1の内、9-2の内、9-3の内、9-4の内、9-5の内、10-1、10-2、字土手陰11、11-2の内、11-3の内、11-4、12-2の内、字湧石866-3の内、873-3の内、873-4の内、873-5、873-6、873-9、873-10、873-10先、873-11、873-12、873-13、873-14、873-15、873-16（第三工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市中込3056番地

佐久市長 柳田清二

都市・まちづくり課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成29年7月10日

長野県公営企業管理者 小林利弘

名 称	事業所の所在地	指 定 年月日
北澤設備	埴科郡坂城町大字上五明1246番地1	平成29年 7月3日

水道事業課